

尼崎市総合計画審議会答申

～後期まちづくり基本計画の評価等について～

平成30年5月15日

尼崎市総合計画審議会

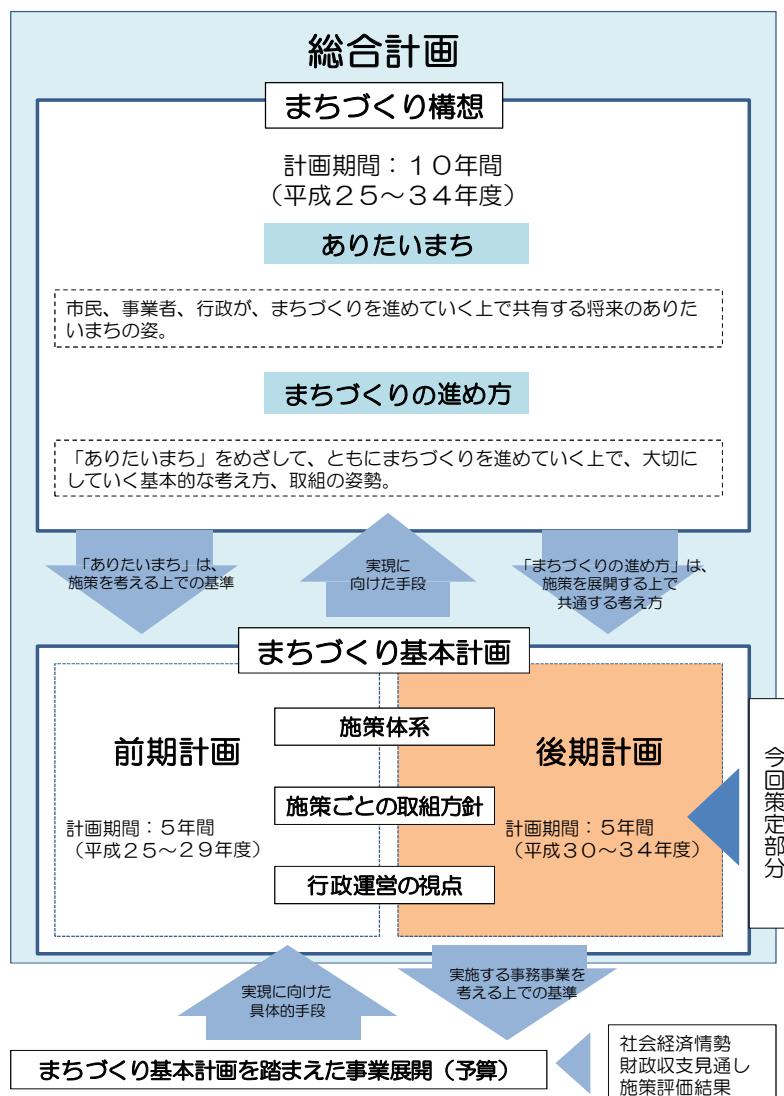
1 はじめに

第5次となる尼崎市総合計画（以下「総合計画」という。）は、平成25年度から平成34年度を計画期間とする市のまちづくりの基本となる最も重要な計画であり、「まちづくり構想」と「まちづくり基本計画」をもって構成されている。

まちづくり構想は、実現に向けて取り組んでいく、市民、事業者と行政とで共有していきたい「ありたいまち」と、その「ありたいまち」をめざして、まちづくりを進めていく上での基本的な姿勢を示しており、まちづくり基本計画は、「ありたいまち」の実現に向けて取り組んでいくための分野ごとの取組の方向性などを示している。

また、取組の推進に当たっては、必要に応じて分野別計画を策定し、毎年度の事業展開を行っている。

まちづくり基本計画については計画期間を5年間としており、前期まちづくり基本計画が平成29年度に計画年限を迎えたことから、平成29年11月8日に、平成30年度から平成34年度を計画期間とする後期まちづくり基本計画（以下「後期計画」という。）の策定に係る答申を本審議会が行ったところである。



一方、社会経済情勢等、変化が激しい今日において、総合計画は「つくる」だけでなく、活用しながら、適時「ありたいまち」の実現に向けての課題を認識し、その解決を図り、計画をより一層推進していくことが重要であり、総合計画の進捗管理や分野別計画との連携を強化していくことが必要との市の課題認識から、後期計画策定とあわせて計画の評価等についても市長からの諮問を受け、この度、「後期まちづくり基本計画の評価等」について答申をまとめたものである。

2 総合計画の進捗管理の現状と課題

(1) 施策評価の実施

尼崎市では、平成26年度から、毎年度決算を基に、総合計画及びそのアクションプランとして平成27年度に策定した尼崎版総合戦略の進捗確認等を行うため、「施策評価」を実施している。

施策評価では、施策の重要度や満足度等について、無作為抽出した市内在住の満15歳以上の市民2,500人を対象に市民意識調査を実施し、その結果を踏まえながら、二段階の内部評価を行っている。また、平成29年度からはその施策評価結果が市議会の決算審査における資料として活用され、決算を踏まえ、次年度の予算編成につなげるという総合計画の進捗管理としてスキームを確立している。

(2) 現状を踏まえた課題

① まちづくり構想レベルの進捗管理の実施

現行の施策評価は、主要取組項目をベースとした総合評価も行っているものの、各施策ごとの評価が主であり、進捗管理の対象としては、まちづくり基本計画を中心としたものになっている。

そのため、今後、総合計画の進捗管理の強化を行うに当たっては、「ありたいまち」の実現に向けた進捗状況の評価など、まちづくり構想も含めた、中長期的な視点からの進捗管理が必要である。

また、こうしたまちづくり構想も含めた進捗管理を行うに当たっては、計画策定を担う本審議会の専門的見地の活用が効果的と考えられるが、市の規定上、本審議会は諮問に係る調査審議が終了した時点で、その都度、委員が解嘱となることから、継続的に進捗管理を担える体制の整備が必要である。



② 総合計画と分野別計画の連携

総合計画は市の最上位の計画であり、まちづくり基本計画において各施策の方向性を示し、その推進のため必要に応じ分野別計画をそれぞれの部局で策定している。

総合計画の策定時には、分野別計画との整合を確認しているものの、その後においては、分野別計画の進捗状況の継続的な把握や課題の共有などができるていない。

そのため、今後の総合計画の進捗管理に当たっては、分野別計画の策定や改定などの状況を把握し、分野別計画との連携を図っていくことが必要である。

3 後期まちづくり基本計画の評価等

(1) 進捗管理手法の確立

今後、後期計画のみならず、総合計画全体の進捗管理を強化するに当たり、具体的に何をどのように進めていくのか、など、その手法について早期に確立する必要がある。

しかし、総合計画の中長期的な進捗管理では、後期計画期間の5年間においても市を取り巻く状況が変化することが見込まれ、現時点での手法が時間の経過により必ずしもその時点における最適なものであり続けることは困難であり、市の施策評価がそうであるように、進捗管理手法については、絶えず、効率的・効果的な手法を検討し、それを反映させていくことが不可欠である。

特に、後期計画においては、「主要取組項目」や「行政運営」についてもその振り返りを行い、その結果に基づいて施策における事務事業展開の見直しを行うことを明記するなど、市も新たな手法に取り組むこととしている。こうした取組についても、今後の進捗管理に活かしていく必要がある。

以上のことから、総合計画の進捗管理の強化の手法については、次期計画策定も見

据えながら、その運用等を踏まえるなかで、継続的に検討し、適時改善していくことが望ましい。

(2) 審議会の継続的な関与

前述のとおり、状況の変化等に柔軟に対応するため、進捗管理の手法については固定するのではなく、継続的に検討し、適時改善していくなど、自由度の高いものにしておくこととした場合、その検討体制として審議会の組織についても強化することが望ましい。

本審議会は、尼崎市総合計画審議会条例（昭和52年条例第42号）第1条において、「総合計画に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議させるため」設置されており、第2条第3項において「委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする」と規定されている。つまり、現在の規定においては、本審議会が継続的に進捗管理手法について検討を行い、また、進捗管理を行う場合、市長の諮問を受け、答申を行う形式に限定されている。

本審議会の専門的見地を活用し、効率的かつ主体的に総合計画の進捗管理を行ってていくためには、審議会を常設化し、所掌事項としての計画の進捗管理について規定することが望ましい。

4 おわりに

めまぐるしく社会経済情勢等が変化する現在において、行政上の目標を達成するために計画を策定することは不可欠であり、その計画に沿ってまちづくりを進めていくことが重要である。

本答申では、平成30年度からの後期計画の策定にあわせ、まちづくり構想も含めた計画全体の推進に当たり、尼崎市における総合計画の進捗管理の現状と課題を踏まえるなかで、課題解決に向け本審議会の常設化及び所掌事項に計画の進捗管理を追加した上で、計画の進捗管理手法を継続的に検討し、適時改善していくべきとした。

今後、尼崎市においては、本答申を十分に尊重した上で、計画の進捗管理に必要な体制整備を進められたい。

あわせて、計画の進捗管理手法を検討していく上で留意する点を示しておく。

- ・総合計画は市の最上位の計画であり、その進捗管理に当たっては分野別計画との整合性を意識しながら進める必要がある。
- ・尼崎市の総合計画の特長の一つは、市民・事業者の役割を示し、めざすまちの将来像を誰もが共感できる「ありたいまち」とし、協働の観点を非常に意識した計画となっている。そのため、進捗管理に当たっても、協働の視点を意識しながら進める必要がある。

- ・審議会を常設化し、計画の進捗管理を継続的に実施するに当たっては、計画策定と同様に多くの業務負担が新たに発生することを踏まえ、そのプロセスが過度の負担とならないように意識しながら進めるとともに、市は十分な体制を整える必要がある。
- ・進捗管理に当たっては、次期計画策定も見据えるなかで、特別委員や臨時委員など、柔軟に、幅広く意見聴取できる体制を整える必要がある。

以上